

## 建築構造審査・検査要領 ー確認審査等に関する指針 運用解説編ー 2022年版の講習会の質疑（Q&amp;A）について

No.	質問該当ページ等	質 問	回 答
1	P.40 7行目 P.227 33行目	延長通知の「合理的な理由」について例示のある「適判通知書の提出の遅延」以外ではどのような理由が考えられますか。例えばp227の②通知を行う事項に該当する構造計算の審査を行うこと自体は合理的な理由として相応しいですか。他に延長する具体的な理由が必要でしょうか。	延長通知の「合理的な理由」について、例示以外のものについて、特に示しておりませんので、個別に妥当性を判断してください。なお、延長通知の合理的な理由については、「平成26年改正 建築基準法・同施行令等の解説（発行：株式会社ぎょうせい）」P.32の図2が参考にできます。
2	P.49 4行目	「継続性のある計画」の考え方について、一般的には、建築物の主要用途が変わる場合（事務所→ホテル等）や構造種別が変わる場合（鉄骨造→鉄筋コンクリート造等）は、継続性がないと考えられ、計画変更申請ではなく、再申請を要するものと取り扱われていると思いますが、基礎等を施工した後に上記の変更が生じた場合は再申請としてしまうと事前着工ということになってしまいます。このようなケースは、個別ケースとして特定行政庁等に相談するしかないと考えればよろしいですか。	計画の変更に継続性がないとして再申請を要するかは、変更内容に応じて、特定行政庁等に相談し、個別に判断してください。 継続性がないと判断したものについては、計画変更確認申請ではなく、あらかじめ確認を受ける必要があります。 その際に、すでに施工された部分の取扱いについても、特定行政庁等に相談し、個別に判断してください。
3	P.54 1行目～8行目 P.62 35行目 P.63 1行目～7行目	規則3条の2第九号をどの様に扱うべきかご教示下さい。 例えば、鉄骨造のごく一部のブレース受け間柱のサイズを落とす場合や木造の材種を変更するなど断面性能を下げる場合の変更については、第九号に該当するかどうか、軽微な変更か計画変更の判断基準になるかと思えます。 本指針においては、「微小なレベルで強度又は耐力が変動しても第九号に該当する」と考えてよい」とあります。(P63 1行目～7行目) 一方で、「柱の全主筋本数は変えずにX方向の主筋本数を減らして、Y方向の主筋本数を増やす場合は、九号に該当しない」ともありますので、強度、耐力が減少する変更については軽微では取扱えないとも読み取れます。(P63 5行目) 軽微な変更の基本的な考え方として、強度又は耐力が減少する場合においても、部材応力の余力の範囲内であり、全体架構に対する影響が軽微であることを確認する等、高度な計算や検討によらず建築基準関係規定への適合が確認できるものについては、「微小なレベルで変動する」と考えても宜しいでしょうか。(P54 1行目～8行目)	規則3条の2第九号については、「強度又は耐力が減少する変更を除き」となっており、強度又は耐力が減少する場合は、計画変更確認申請の手続きが必要となりますが、「微小なレベルでの強度又は耐力の数値が変動」であれば、「軽微な変更」に該当しうることとなります。「微小なレベル」の判断は、個別の計画による（設計上の余力と変更の内容）と考えられますので、一概に判断基準を示すことはできません。
4	P.62 4行目 P.63 3行目	微小なレベルでの変動について、具体的な数値（例：5%程度）や目安を教えてください。	「微小なレベル」の判断は、個別の計画による（設計上の余力と変更の内容）と考えられますので、一概に判断基準を示すことはできません。

No.	質問該当ページ等	質 問	回 答
5	P.70 16行目	<p>工作物の軽微な変更の取扱い（第一号）に「配置図における位置の変更」がありますが、これは以下のいずれのことでしょうか。</p> <p>①施行規則により敷地境界線の明示が必要となることから「敷地内における工作物の位置の変更」に限られる。</p> <p>②工作物に敷地のしぼりはないことから、敷地外への位置の変更であっても、建築基準関係規定に適合することが明らかであれば、軽微変更に該当する。</p>	<p>確認申請時に添付されている配置図内における位置の変更であり、位置の変更後も建築基準関係規定に適合することが明らかであれば、軽微な変更にと考えられます。</p> <p>なお、配置図内における位置の変更であっても、再度建築基準関係規定への適合について審査が必要となる場合は、計画変更確認申請が必要になります。</p>
6	P.74 表2.3-1 直接基礎 (支持層の深さの変更)	<p>軽微変更にと該当する例として「平13国交告第1113号第3・第4の地盤改良を新たに設ける場合」が例示されていますが、小規模建築物に採用される小口径鋼管杭による地盤補強（直接基礎）を新たに設ける場合も同様と考えてよろしいですか。</p>	<p>小口径鋼管杭による補強地盤の許容応力度を定める方法が平成13年国土交通省告示第1113号第4（準じた工法も含む）に該当し、地盤の強度又は耐力が減少する場合等の計画変更確認申請を要しない場合は、第九号に該当するとして判断することも可能です。</p>
7	P.74 表2.3-1 直接基礎 (設計地耐力の変更)	<p>設計地耐力の変更で平板載荷試験結果等による地盤の強度又は耐力が地盤に生じる応力以上であることが確認できる場合となっていますが、平板載荷試験結果等とは平板載荷試験の他に想定されている具体的な試験方法はあるのでしょうか。</p>	<p>平成13年国土交通省告示第1113号第1に定められた、地盤の許容応力度を求めるための地盤調査の方法を想定しています。</p>
8	P.78 表2.3-1 その他 (階段の構造の変更)	<p>階段の変更について、木造のささら（はり）を鉄骨造のささらに変更する場合は建築材料の変更にと該当するため、計画変更にと該当するものと考えてよろしいですか。</p>	<p>階段の建築材料が変わる場合は、計画変更確認申請を要することとなります。</p>
9	P.136 表3.3-1	<p>1-1の部分が既存建築物である場合も、第六面を作成する必要があると考えてよろしいですか。</p>	<p>確認申請書（建築物）の第二号様式の注意書き、第六面関係①に「申請に係る建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分、以下同じ。）ごとに作成してください。」となっております。1-1の部分も確認申請対象になりますので、既存建築物の場合でも第六面が必要です。</p>
10	P.149 16行目	<p>（7章別表「過去の～」案件番号142参照）の『142』は『148』ではありませんか。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。誤記のため訂正します。</p> <p>（7章別表「過去の構造関係通達のうち法解釈・運用上参考となるもの」案件番号148参照）となります。</p>
11	P.151 図3.3-2	<p>図3.3-2で示す内容について教えてください。例えば「直前の確認で法適合確認済みで現行法の令81条2項又は3項に適合しているが仕様規定や令129条2の3の昇降機が不適合」となる建築物への増築時の確認では、不適合の仕様規定や昇降機への既存遡及を確認する審査が必要、という図式ですか。</p>	<p>図3.3-2は既存不適格建物でも規則第1条の3第10項の特例の適用が可能である事例を示す図です。令第3章8節は現行法適合だが、仕様規定部分（令第3章第1節から第7節の2）、あるいは、建築設備の構造強度（令第129条の2の3）に不適合条文がある場合の事例です。既存建築物での審査条文は、平17告示566号においてExp.J等で構造上分離された既存の独立部分に適用される条文となります。</p>

No.	質問該当ページ等	質 問	回 答
12	P.151 6行目 P.163 28行目	地震以外に構造計算が遡及される増築で「割増係数 $\alpha$ が1.0」でない場合には「特定緩勾配屋根の積雪荷重の割増の規定は既存部分に遡及される」こととなり、同規定は既存不適格のまま存続できないということですか。	その通りです。積雪荷重の規定は既存不適格のまま存続できません。 地震以外に構造計算が遡及される増築の場合で、かつ「割増係数 $\alpha$ が1.0」でない場合でも、新たに適用される荷重による構造計算書の添付があって、既存建築物の構造計画に変更がない（直前の確認に影響がない）場合は、施行規則1条の3第10項の適用は可能となります。
13	P.175 26行目	建築物に対する安全性の報告について、必要と判断される場合と不要と判断される場合の具体的な事例を教えてください。	既存建築物にエレベーターを設置する際に建築面積、延べ床面積の増加を伴わない場合は、法第6条第1項の確認申請の対象ではないため、設計者においては重量の増加等による建築物への影響があるため安全性を確認する必要があります。建築物に対する安全性の報告については、特定行政庁、指定確認検査機関ごとの取り扱いになりますが、一例として「明らかに危険度が増大しないと判断される場合は報告不要、そうでない場合は報告を求める」「危険度が増大しないことを検討した図書も、過度にならないことを基本として、添付を求める」等があります。
14	P.200 28行目	「建築主事等と適判機関との役割は分担されるものである。」「建築主事等の審査範囲は工学的判断を要しない範囲となる。」とありますが、指針の「審査すべき事項」に工学的な事項が明記され、適判後に「審査すべき事項」について審査することが規定され、審査マニュアル（実務編）2018でも工学的判断を要するような留意事項が多く示されている現状で、上記のような役割分担は困難ではないでしょうか。役割分担が可能とするのであれば、もっと具体的に「工学的判断を要する場合（建築主事等の審査範囲外の部分）」の事例を示していただければと思います。	工学的判断は、構造適判に特有の事項ではなく、設計、確認審査、構造適判のいずれの場面においても行われるものです。例えば「工学的に適切と判断されるものが複数存在する場合には、それら適切な数値及びそれらの組合せの全てに対して構造耐力上安全であることを確かめなければならない（技術的助言平19国住指第1335号）」、「プログラムの適用条件等に照らしてデータの入力が適切であることなど工学的な判断を要する部分については、専門的な知見を有する指定構造計算適合性判定機関が審査を行い、その構造計算適合性判定の結果に基づいて建築主事等が最終的な審査を行うことになる（「平成19年6月20日施行改正建築基準法・建築士法及び関係政省令等の解説」（監修：国土交通省住宅局建築指導課等）p15）」等とされています。 平成19年改正で構造計算適合性判定が導入された趣旨から、確認審査と構造適判には役割分担があり、構造適判には相対的に高度な工学的判断を担うことが求められていると考えられます。この考え方に基づいて、表3.4-3 で建築主事等と適判機関の審査の分担表を作成しました。 したがって建築主事等の審査範囲外の部分があるわけではなく、役割分担が異なるという意味です。なお、建築主事等が構造計算の内容について判断に迷う場合は、構造計算適合性判定機関へ「判定すべき事項に関する留意事項」を出して回答をもらう方法があります。

No.	質問該当ページ等	質 問	回 答
15	P.221 13行目以降 回答書の例	任意通知および期限付き法定通知の指摘回答が「補正」「追加説明」のいずれに該当するかは主事側が提示（備考欄に記載）すべきものですか。もしくは設計者が選択できるのですか。また主事側でいずれかを提示した場合、設計者側が回答時に変更できますか。（例、追加説明を求めたが補正として回答されるなど）	「補正」「追加説明」のいずれに該当するのかは、質疑の内容による影響が大きいと思いますので、建築主事、指定確認検査機関と設計者で対応を協議することになります。したがって、本書(P221)においては、設計者が回答時に備考欄に記載する例示としております。
16	P.290 15行目	<p>「本章では～実務的な方法は『検査マニュアル2012』で解説しているので参照されたい」との記載があります。</p> <p>※今回の事前講習会テキストにおいても記載がある項目です。</p> <p>当然、『検査マニュアル2012』の記載内容は、現在も運用可能という認識に於いて質問をさせていただきます。</p> <p>『実務編検査マニュアル』2012年度版P24～25を参照し、完了検査において軽微な変更該当しない変更であるが、明らかに建築関連規定に適合である場合の手続き方法について以下の様に考え運用可能と考えるが良いでしょうか。</p> <p>P24・25より、②「適合が明らかであるが形式的な手続きのみが必要な場合」の記載内容通り（表2.2-1より）運用を行い「交付できない旨の通知」を交付せず追加説明書（変更内容を記載した書類）の提出を持って、検査済証を交付することが出来ると考え完了検査を実施するが良いでしょうか。</p>	ご質問のとおりです。
17	P.324 15行目	EXPJで接している共同住宅の渡り廊下（外気開放型、屋根なし）が2階にある場合、その2階渡廊下の床の配筋完了時は特定工程として扱う必要はありますか。	P324 7行目～に記載のとおり、エキスパンションジョイントで接している一の建築物で、当該共同住宅の階数が3以上である場合、渡り廊下の床が2階床であれば特定工程の対象となりますが、1階の屋上の場合、特定工程として扱いません。
18	P.326 5行目	2階梁が鉄骨梁の場合、床配筋があっても特定工程対象外としてよろしいですか。	ご質問のとおりです。